

株 主 各 位

証券コード 8168
2020年4月28日

千葉県若葉区みつわ台一丁目28番1号

株式会社 ケーヨー

代表取締役社長 醍醐茂夫

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催致しますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、**2020年5月25日(月曜日)午後6時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2020年5月26日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 千葉県若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社 ケーヨー 本社 会議棟 大会議室
 3. 目的事項
報告事項 第82期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告および
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件
第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

新型コロナウイルスによる感染症への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスク着用やアルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じてまいります。本株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、当日は、受付にて検温を実施させていただきますので、何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

※なお、本株主総会にご出席を検討されている方、特に高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、新型コロナウイルス感染による重症化リスクが高いとされておりまして、当日の出席はご遠慮いただき、書面またはインターネットでの議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.keiyo.co.jp/>）において掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で 議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年5月25日（月曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年5月25日（月曜日）
午後6時到着分まで



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年5月26日（火曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	
〇〇〇〇〇〇〇	御中
株主総会日	議決権の数
XXXX年XX月XX日	XX株
ここに議案の賛否をご記入ください。	
第1、3号議案	
● 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印	
● 反対する場合 >> 「否」の欄に○印	
第2号議案	
● 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印	
● 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印	
● 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。	

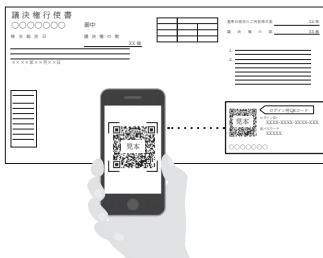
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

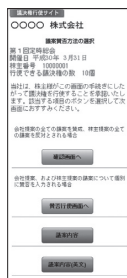
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



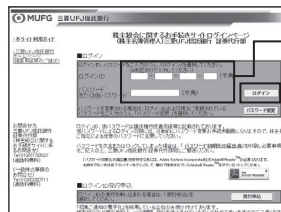
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

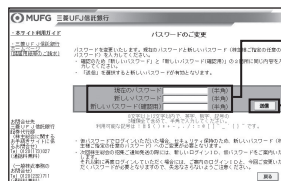
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年5月25日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

・電話0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主還元を重要な経営課題の一つとして考えており、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としたうえで、収益の状況を勘案した利益配分に努めることとしております。

上記方針に基づき、第82期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金6円25銭を含めた当期の年間配当金は、1株当たり12円50銭となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割り当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 6円25銭 総額 407,105,557円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年5月27日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、取締役会の機動性を更に向上させるため、取締役を1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の指名に際しましては、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に審議を求め、その審査結果を尊重して決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職状況)	所有する当社の株式数
1	だいが 醍醐 茂夫 (1958年4月20日生)	1982年4月 当社入社 2006年3月 当社執行役員 2006年6月 当社執行役員商品本部長 2007年1月 当社常務執行役員 2007年5月 当社常務取締役 2008年1月 当社常務取締役サービス担当 2008年5月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役社長兼小売事業本部担当 2015年7月 当社代表取締役社長（現任） 2017年5月 DCMホールディングス(株)取締役（現任） [重要な兼職状況] DCMホールディングス(株)取締役	116,600株
	【取締役候補者とした理由】 醍醐茂夫氏は、これまで当社の代表取締役として当社の経営を担っており、DCMホールディングス(株)とのシナジー効果を享受するための取り組みを強いリーダーシップで牽引するとともに中期経営計画達成に向けた改革・改善を断行するための推進役として適任と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職状況)	所有する当社の株式数
2	じつかわ こうじ 実川 浩司 (1959年10月1日生)	1984年4月 当社入社 2009年1月 当社執行役員開発本部長 2010年1月 当社執行役員経営企画部長 2010年5月 当社取締役経営企画部長 2011年6月 当社取締役社長室長兼広報部長 2012年5月 当社常務取締役社長室長兼広報部長 2012年8月 当社常務取締役社長室長 2014年1月 当社常務取締役社長室長兼財務担当 2015年2月 当社常務取締役社長室長兼財務・コンプライアンス担当 2017年3月 当社代表取締役専務社長室長兼コンプライアンス担当 2018年2月 当社代表取締役専務営業本部長（現任）	84,000株
【取締役候補者とした理由】 実川浩司氏は、2010年より取締役として経営企画部門や社長室長を務めるなど企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。現在は、営業本部の本部長として営業全体を統括し、またDCMホールディングス㈱との資本業務提携の中心的な役割を果たしており、今後の企業価値向上実現のために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	てらだ けんじろう 寺田 健次郎 (1963年12月4日生)	1986年4月 当社入社 2009年1月 当社人事部長 2009年6月 当社執行役員人事部長 2011年5月 当社取締役人事本部長兼人事部長 2012年8月 当社取締役人事・総務担当兼採用部長 2013年8月 当社取締役人事・総務・システム担当兼採用部長 2015年1月 当社取締役人事・総務・システム担当 2016年5月 当社取締役営業企画室長 2017年3月 当社常務取締役管理担当兼人事部長 2018年2月 当社常務取締役社長室長兼管理本部長 2019年2月 当社常務取締役管理本部長（現任）	55,300株
【取締役候補者とした理由】 寺田健次郎氏は、管理部門である人事・総務・システム部門に従事し、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有しております。また、経営者としての視点で積極的な意見・提言がおこなえるなど当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職状況)	所有する当社の株式数
4	なかざわ みつお 中澤 光雄 (1969年10月2日生)	1993年6月 当社入社 2010年11月 当社商品4部長 2012年1月 当社商品本部第二グループ長 2013年8月 当社商品4部長 2014年1月 当社商品7部長 2014年8月 当社販売促進部長 2015年7月 当社商品企画統括部長 2015年9月 当社執行役員商品企画統括部長 2018年2月 当社執行役員営業本部副本部長 兼商品計画推進統括部長 2018年5月 当社取締役営業本部副本部長 兼商品計画推進統括部長(現任)	36,200株
【取締役候補者とした理由】 中澤光雄氏は、商品部長、販売促進部長を経験し、現在は営業本部の副本部長として営業全体を統括しており、営業部門での豊富な経験と知識を有しております。また、DCMホールディングス(株)とのシナジー効果を享受するための営業施策の中心的役割を担っております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	きたむら けいいち 北村 圭一 (1974年1月26日生)	1996年4月 当社入社 2012年8月 当社経営企画部長兼広報部長 2013年2月 当社営業企画部マネジャー 2015年1月 当社経営企画部長兼広報部長 2016年6月 当社執行役員経営企画部長兼広報部長 2018年5月 当社取締役経営企画部長兼広報部長 2019年2月 当社取締役経営企画統括部長兼広報部長(現任)	24,900株
【取締役候補者とした理由】 北村圭一氏は、経営企画部長、営業企画部マネジャーを経験し、現在は経営企画統括部の統括部長として、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。また、DCMホールディングス(株)とのシナジー効果を享受するための資本業務提携の中心的役割を担っており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
6	くまがい ひさと 熊 谷 寿 人 (1960年 8 月14日生)	1985年 4 月 (株)あおぞら銀行 (旧(株)日本債券信用銀行) 入行 2009年 4 月 同行札幌支店長 2011年10月 同行法務コンプライアンス部担当部長 2012年11月 同行監査部担当部長 2015年 4 月 DCMホールディングス(株)入社 財務統括部付部長 2015年 5 月 同社財務統括部長 2016年 3 月 同社執行役員財務統括部長 2017年 5 月 当社取締役 (現任) 2017年 5 月 DCMホールディングス(株)取締役執行役員 財務担当兼財務統括部長 2020年 3 月 同社取締役執行役員 財務担当兼財務統括部長兼経営企画室長 (現任) 〔重要な兼職状況〕 DCMホールディングス(株)取締役執行役員財務担当 兼財務統括部長兼経営企画室長	一株
【取締役候補者とした理由】 熊谷寿人氏は、2017年1月当社と資本業務提携をおこなったDCMホールディングス(株)において財務担当として財務戦略を統括しており、同社グループと当社とのシナジー効果を早期に高めていくうえで適時適切な助言をいただいていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職状況)	所有する当社の株式数
7	とよしま まさあき 豊島 正明 (1952年1月1日生)	1974年3月 イオン(株)(旧ジャスコ(株)) 入社 2002年5月 同社取締役 2003年5月 同社執行役 2005年5月 同社常務執行役 2006年5月 同社専務執行役 2008年8月 同社執行役GMS事業最高経営責任者 兼グループ財務最高責任者 2010年5月 同社執行役ディベロッパー事業最高経営責任者 2011年3月 同社専務執行役ディベロッパー事業 最高経営責任者 2011年5月 同社取締役兼専務執行役ディベロッパー事業 最高経営責任者 2012年3月 同社取締役兼専務執行役社長補佐事業開発 最高責任者 2014年3月 同社取締役兼専務執行役事業開発最高責任者 兼都市シフト推進責任者 2015年2月 同社取締役兼執行役事業開発担当 2016年3月 イオンマーケット(株)代表取締役会長(現任) 2017年5月 イオン(株)顧問(現任) 2018年5月 当社取締役(現任) 〔重要な兼職状況〕 イオン(株)顧問、イオンマーケット(株)代表取締役会長	一株
【取締役候補者とした理由】 豊島正明氏は、これまでイオン(株)の取締役ならびにイオンマーケット(株)の代表取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、当社の経営の重要事項の決定等に適時適切な助言をいただけていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、熊谷寿人氏ならびに豊島正明氏との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当社は、本総会において、熊谷寿人氏ならびに豊島正明氏が再任された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2008年4月8日開催の取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することを決議し、同年5月22日開催の第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、2017年5月23日に開催の第79回定時株主総会において、この対応策を継続することを株主の皆様にご承認いただきました（以下「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期間は第79回定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、旧プランは、本定時株主総会の終結の時をもってその有効期間が満了することとなります。

つきましては、引き続き、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）の一つとして、旧プランを更新すること（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）につき、株主の皆様にお問い合わせするものであります。本議案に基づく決議は、当社定款第14条第3項の規定に基づく新株予約権無償割当てに関する事項の決定の委任に係る株主総会決議、かつ、第15条に基づく「当会社の株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を定める株主総会決議となります。

なお、本更新において、旧プランの内容から実質的な変更はありません。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株式に対する大量取得提案またはこれに類似する行為があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。なお、当社は、当社株式等について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式等の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提

示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびにお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、①チェーンストア経営による利便性の絶え間ない向上力、②関東および周辺を中心として構築された店舗網およびその展開力、③お客様の多様なニーズにお応えする多岐にわたる商品の提供力、④徹底したローコストオペレーションを構築すること等により実現されるロープライスでの商品提供力、⑤お客様の暮らしのニーズに則したサービスの提供力、⑥創業以来の企業理念や企業文化、⑦ホームセンターとして培ってきたノウハウおよびこれらを共有し、かつ一丸となって発展・成長させる従業員の存在にあると考えておりますが、係る当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式等の大量取得をおこなう者が、係る当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、係る当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2)本更新の目的

本プランは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されたものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得がおこなわれる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様が係る大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉をおこなうこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

2. 提案の内容

本プランの内容は以下のとおりであります。本プランに関する手続きの流れにつきましては、別紙3にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

(1) 本プランの概要

① 本プランに係る手続

本プランは、当社の株式等に対する買付その他の取得もしくはこれに類する行為またはそれらの提案（注意1）（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）がおこなわれる場合に、買付等をおこなう者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等をおこなう時間を確保したうえで、株主の皆様にご覧いただき当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等をおこなっていくための手続を定めるものです（その詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。なお、買付者等には、本プランに係る手続を遵守いただき、本プランに係る手続の開始後、a. 後述のとおり独立委員会による新株予約権の無償割当ての不実施に関する勧告がなされるまでの間、またはb. 本新株予約権の無償割当ての実施の可否を問うための株主総会（その主な内容は下記(2)「本プランに係る手続」④bおよび⑤において詳述するものとし、以下「株主意思確認株主総会」といいます。）が招集された場合には、同株主意思確認株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が否決されるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

② 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等をおこなう場合、または、買付者等による買付等が当社の企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件ならびに当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて詳述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

③ 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施、中止または無償取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、(a)当社社外取締役、または(b)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、独立委員会が本新

株主約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をおこなうにあたり、株主意思確認株主総会の招集を勧告した場合には株主意思確認株主総会を招集のうえ、同総会に本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することにより株主の皆様意思を確認することとしています（その主な内容は下記(2)④「独立委員会における判断方法」にて詳述します。）。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。

なお、本更新後の独立委員会は、独立性の高い社外取締役および社外の有識者により構成される予定です。その委員の氏名および略歴は別紙2のとおりです（本更新後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項については別紙1をご参照ください。）。

④ 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大約25%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続

① 対象となる買付等

本プランは、以下のa. またはb. に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- a. 当社が発行者である株式等（注意2）について、保有者（注意3）の株式等保有割合（注意4）が20%以上となる買付その他の取得
- b. 当社が発行者である株式等（注意5）について、公開買付け（注意6）をおこなう者の株式等所有割合（注意7）およびその特別関係者（注意8）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 買付者等に対する情報提供の要求

上記①に定める買付等をおこなう買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社は、本プランに基づく手続が開始された場合、その旨をすみやかに開示します。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、すみやかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- a. 買付者等およびそのグループ（共同保有者(注意9)、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員、ならびに買付者等の財務および事業の方針の決定を支配する者を含みますが、これらに限られません。以下同じ。）の詳細（それぞれの名称、事業内容、沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員および社員その他構成員の氏名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに直近2事業年度の財務状態、経営成績（法令遵守に関する監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含む。）その他の経理の状況、ならびに買付者等のグループ内における相互の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、およびこれらの関係の沿革を含みますがこれらに限られません。）の概略を含みます。）
- b. 当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無およびその内容・実績等
- c. 買付等の目的、方法、時期および内容（買付等の適法性に関する専門家意見を含みます。）
- d. 買付対価の種類および金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。）、ならびに当該金額の算定の基礎および経緯（算定の基礎については、算定根拠（シナジーの内容を含みます。）を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株式等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- e. 買付等に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先（実質的な資金提供者を含みます。）の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- f. 買付者等およびそのグループによる当社の株式等の過去のすべての取得時期および当該時期毎の取得数・取得価額、ならびに、当社の株式等の過去のすべての売却時期および当該時期毎の売却数・売却価額

- g. 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- h. 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株式等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- i. 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - (i) 当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社利害関係者の取扱方針の具体的内容
 - (ii) 支配権取得または経営参加を買付等の目的とする場合には、買付等の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画および議決権の行使方針（組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性を含みます。）
 - (iii) 純投資または政策投資を買付等の目的とする場合には、買付等の後の株式等の保有方針、売買方針および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付等をおこなう場合には、その必要性
- j. 重要提案行為等（注意10）をおこなうことを買付等の目的とする場合、または買付等の後に重要提案行為等をおこなう可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等をおこなうかに関する情報
- k. 買付等の後、当社の株式等をさらに取得する予定がある場合にはその理由およびその内容
- l. 買付等の後、当社の株式等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
- m. 買付等に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- n. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等をおこなうべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④

 - a. 記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを

勧告します。

③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・当社取締役会による代替案の提示

a. 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間（原則として60日間を上限とします。）内に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等をすみやかに提示するよう要求することがあります。

b. 独立委員会による検討作業

買付者等および（当社取締役会に対して上記 a. に記載のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株式等のすべてを対象とする公開買付による買付の場合には買付者等および（当社取締役会に対して上記 a. に記載のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の情報を受領してから原則として最長60日が経過するまでの間、その他の買付等の場合には原則として最長90日が経過するまでの間を検討期間（但し、下記④ d. に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもっておこなうことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）として設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等をおこないます。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自らまたは当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉をおこなうものとします。買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、すみやかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を進めることはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値および株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

c. 株主に対する情報開示

独立委員会は、当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実およびその概要ならびに本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示をおこないます。

④ 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告をおこなうものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 a. から d. に定める勧告または決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記 d. に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議をおこなう場合にはその旨および延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、当社取締役会を通じてすみやかに情報開示をおこないます。

a. 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断をおこない、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

b. 独立委員会が株主意思確認株主総会の承認を条件に本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をおこなうにあたって、合理的な理由により実務上相当であると判断する場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、株主意思確認株主総会の招集を勧告できるものとします。この場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施の可否を問うために株主意思確認株主総会の招集手続をすみやかに実施するものとしたします。

その際、当社取締役会は、買付説明書および本必要情報に関する当社取締役会の意見および独立委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに情報開示をおこないます。買付者等は、株主意思確認株主総会における決議が終了するまでの間、買付等を進めることはできないものとします。

c. 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記③a. に規定する意見または独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断をおこない、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

d. 独立委員会が独立委員会検討期間の延長をおこなう場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告をおこなうに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内（最長30日）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議をおこないます（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長をおこなう場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等をおこなうものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告をおこなうよう最大限努めるものとします。

⑤ 取締役会の決議・株主意思確認株主総会の招集

当社取締役会は、独立委員会から上記④に基づく本新株予約権無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権無償割当ての中止を含みます。）に関する勧告を受けた場合にはこれを最大限尊重して本新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をすみやかにおこなうものとします。

但し、当社取締役会は、(i) 買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii) 本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、原則として、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認する予定です。当社取締役会は、株主意思確認株主総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集いたします。株主意思確認株主総会が開催された場合、当該株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての決定をおこなうものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認株主総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施しません。買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議をおこなうか、株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認株主総会を招集する旨の決議をおこなった場合または当社取締役会もしくは株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議をおこなった場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示をおこないます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当する場合、会社法上必要な手続を履践のうえ、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」④のとおり、下記の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の勧告を経ることになります。またそれに加えて、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をおこなうにあたり、株主意思確認株主総会の招集を勧告した場合には株主意思確認株主総会の決議を経ることになります。

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - a. 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - b. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営をおこなうような行為
 - c. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付をおこなうことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - ④ 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなくおこなわれる買付等である場合
 - ⑤ 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなくおこなわれる買付等である場合
 - ⑥ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
 - ⑦ 買付者等による買付後の経営方針の内容が不十分または不適当であるため、地域社会に根ざした当社と当社顧客との信頼関係もしくは当社と当社取引先との継続的な協業関係に重大な支障をきたすおそれのある買付である場合
 - ⑧ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客、地域社会等との関係や当社のブランド価値を破壊すること等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- ① 本新株予約権の数
- 新株予約権の無償割当てに際しておこなうことが要求される会社法上の機関による決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。
- ② 割当対象株主
- 割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。
- ③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
- 本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- ④ 本新株予約権の目的である株式の数
- 本新株予約権1個の目的である株式（注意11）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株から3株の間で本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める金額とします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記⑨項b.に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

a. 特定大量保有者（注意12）、b. 特定大量保有者の共同保有者、c. 特定大量買付者（注意13）、d. 特定大量買付者の特別関係者、もしくはe. 上記a. ないしd. に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、f. 上記a. ないしe. に該当する者の関連者（注意14）（以下、a. ないしf. に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記⑨項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

- a. 当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- b. 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社

株式を交付することができます。当社が取得を実施した日以降に、特定買付者等以外の第三者が譲渡等により特定買付者等有していた本新株予約権を取得するに至った場合には、当社は、上記の取得が実施された日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使の当該本新株予約権を全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- ⑩ 合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。
- ⑪ 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- ⑫ その他
本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本更新の手続、有効期間

本プランは、株主の皆様の本定時株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様にご承認いただくことを条件として更新されるものとします。

本プランの有効期間は、本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

(6) 本プランの廃止および修正・変更等

本更新後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合、または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会による決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃がおこなわれ、係る新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正をおこなうことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（修正等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示をすみやかにおこないます。

(7) 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2020年4月7日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注意1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- (注意2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注意3) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を含みます。本議案において同じとします。
- (注意4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注意5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注意6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注意7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注意8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注意9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注意10) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株式等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に定義されます。本議案において同じとします。
- (注意11) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

- (注意12) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注意13) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注意14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

3.株主の皆様等への影響

(1) 本更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体はおこなわれませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権無償割当て決議がおこなわれた場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てにともなって株主の皆様に必要なとなる手続」②において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てにともなって株主の皆様に必要なとなる手続」③に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様が

ら本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社が係る取得の手段をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買をおこなった投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権について取得または行使の結果株主の皆様は株式が交付される場合には、株主の皆様は株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(3) 本新株予約権の無償割当てにともなって株主の皆様に必要なとなる手続

① 本新株予約権の無償割当て

本新株予約権無償割当て決議をおこなった場合、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）に本新株予約権が無償にて割り当てられます。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、ならびに、当社株式の振替をおこなうための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出したうえ、原則として本新株予約権1個について、当社株式1株の価額を、1円を下限とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める金額を払込取扱場所に払込むことにより、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることとなります。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を

取得し、これと引換えに当社株式を特定買付者等以外の株主の皆様に対して、すみやかに交付することがあります。なお、この場合、係る株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、新株予約権無償割当て決議において特定買付者等からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、係る定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議がおこなわれた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式等に対する買付等がおこなわれる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様には代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等をおこなうことを可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、次の理由から、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足し、また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

さらに、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論等を踏まえております。

② 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において議案としてお諮りしております。

また、上記2.(2)「本プランにかかる手続」⑤にて記載したとおり、当社取締役会は、一定の場合には、原則として、本プランの発動の是非についても、株主総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

また、上記2.(6)「本プランの廃止および修正・変更等」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、当社株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本更新にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的におこなう機関として独立委員会を設置します。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値および株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営がおこなわれる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観性要件の設定

本プランは、上記2.(2)④「独立委員会における判断方法」および2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 外部専門家の意見の取得

本プランは、上記2.(2)③「買付等の内容の検討・買付者等との交渉・当社取締役会による代替案の提示」にて記載したとおり、買付者等が出現し、取締役会から諮問を受けた場合、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ 当社取締役（監査等委員である取締役は除く。）の任期は1年であること

当社取締役（監査等委員である取締役は除く。）の任期は1年であり、毎年の上任の選任を通じて本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

⑦ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (6)「本プランの廃止および修正・変更等」に記載したとおり、本プランは、当社の株式等を大量に買付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度におこなうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している、1) 当社社外取締役、または2) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をおこなう。（但し、1に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれをおこなうことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (1) 本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
 - (2) 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項をおこなう。
 - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - (2) 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - (3) 独立委員会検討期間の設定および延長
 - (4) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - (5) 自らまたは当社取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
 - (6) 代替案の提出の要求・代替案の検討
 - (7) 本プランの修正または変更に係る承認
 - (8) その他本プランにおいて独立委員会がおこなうことができると定められた事項
 - (9) 当社取締役会が別途独立委員会がおこなうことができるものと定めた事項

6. 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、必要があれば、自らまたは当社取締役会等を通じて、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉をおこなうものとする。
8. 独立委員会は、必要な情報収集をおこなうため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
10. 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
11. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする）し、その過半数をもってこれをおこなう。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなうことができる。

独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の3名により構成されます。

小室 和夫（こむろ かずお）

【略 歴】

1950年7月29日生
 1973年4月 株式会社常陽銀行入行
 2001年6月 同行市場金融部部長
 2004年6月 同行執行役員
 2007年6月 同行常務取締役
 2009年6月 同行企業年金基金専務理事
 2014年6月 常陽証券株式会社 常勤監査役
 2015年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
 2015年5月 当社独立役員※（現任）
 2015年5月 当社独立委員会委員（現任）

※当社独立役員は東京証券取引所により一般株主保護の観点から設置が義務づけられているものです。

庄司 克也（しょうじ かつや）

【略 歴】

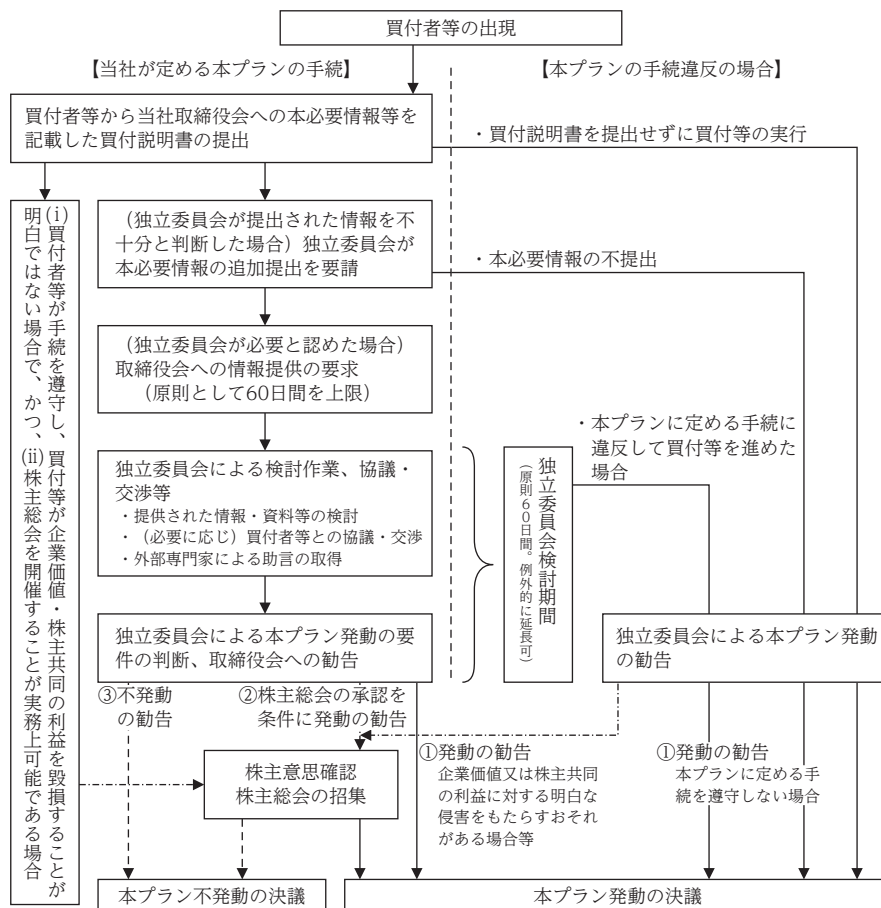
1961年11月22日生
 1988年4月 弁護士登録（登録番号20675）
 1988年4月 小野孝男法律事務所（現 弁護士法人小野総合法律事務所）入所
 2008年5月 当社独立委員会委員（現任）
 2008年7月 弁護士法人小野総合法律事務所 代表社員就任（現任）

植松 省自（うえまつ しょうじ）

【略 歴】

1945年3月7日生
 1969年5月 植松公認会計士税理士事務所入所
 1973年3月 税理士登録（登録番号30871）
 1991年4月 東京地方税理士会理事
 1993年4月 東京地方税理士会常務理事
 1995年7月 日本税理士会連合会理事
 1997年7月 日本税理士会連合会常務理事
 2001年4月 千葉県税理士会相談役
 2002年12月 税理士法人植松会計事務所（現 税理士法人京葉会計事務所）設立
 代表社員就任（現任）
 2016年6月 当社独立委員会委員（現任）

(参考) フローチャート



(注1) 本フローチャートは、本プランの概要をわかりやすくご理解いただくため、詳細な事項については一部捨象して作成されたものです。

(注2) 独立委員会は、発動勧告後の中止等の勧告、不発動勧告後の発動等の勧告等をおこなうこともあり、その場合にはこれに対応した取締役会の決議がおこなわれることがあります。

事業報告

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当事業年度(2019年3月1日～2020年2月29日)におけるわが国経済は、通商問題の緊張や英国のEU離脱問題等もあり、不透明な状況が続く中、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、景気の下振れリスクが避けられない状況となっております。小売業界におきましても、同業他社や他業態との競争も激化する中、消費増税後の消費者マインドへの影響や自然災害、感染症拡大等のリスクもあり、依然として厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、当社におきましては、中期経営計画に沿った取り組みとして、一時的には改装コストの増加等により利益面への影響があるものの、商品入替によるシナジー効果をより早期に享受するためにDCM棚割導入改装の拡大を図り、34店舗の全面改装を計画通り実施いたしました。同時に店舗オペレーションの抜本的な見直しを推進し、人件費および広告宣伝費を中心としたコスト構造の変革にも取り組んでまいりました。

販売拠点につきましては、3月に高塚店(千葉県松戸市)を新規出店しました。また、計画通りに新港店(千葉県千葉市)、新竜ヶ崎店(茨城県龍ヶ崎市)、籠原店(埼玉県熊谷市)、国母店(山梨県甲府市)、佐倉寺崎店(千葉県佐倉市)、南芦屋浜店(兵庫県芦屋市)の計6店舗を閉店しております。

以上の結果、消費増税前の駆け込み需要や台風、ウイルス対策用品の需要増加等の与件があった一方、店舗数の減少や天候不順、特売政策変更等の影響もあり、当事業年度の売上高は1,076億28百万円(前年比93.7%)となりました。利益面では、DCM棚割導入改装の加速化による改装コストの増加や商品入替に伴う廃番商品の処分などの影響もありましたが、商品入替による荒利益率の改善、および店舗オペレーションの見直し等によるコスト削減に取り組んだことにより、営業利益5億24百万円(前年は15億60百万円の営業損失)、経常利益12億19百万円(前年は7億53百万円の経常損失)、当期純利益12億40百万円(前年比362.2%)となりました。

②主要商品部門別概況(2019年3月1日～2020年2月29日)

園芸部門

品揃えの強化を図っている農業用薬品や農業機械の他、収穫用コンテナ等が前年を上回って推移しましたが、自然災害や天候不順の影響により、園芸植物や園芸用品等の屋外関連商品が不振となりました。また、暖冬の影響により雪かきスcoopや除雪機等の除雪用品も低調に推移いたしました。その結果、売上高は183億89百万円(前年比93.5%)となりました。

ホームインプルーブメント部門

DCM棚割導入改装による売場面積の拡大や品揃え強化の効果および自然災害の復旧需要もあり、工具や木材、建築資材が好調に推移いたしました。一方、暖冬の影響により防寒衣料等の作業用品や凍結防止の関連商品等が低調に推移いたしました。その結果、売上高は171億68百万円（前年比97.9%）となりました。

ホームレジャー・ペット部門

DCMブランドの拡販により、自転車が好調に推移した他、ドライブレコーダーや災害対策需要もありキャンプ用品が前年を上回りました。一方、暖冬の影響により、タイヤチェーンや解氷剤等の冬季用カー用品が低調となった他、トレーニング用品が前年を下回りました。その結果、売上高は157億81百万円（前年比94.4%）となりました。

ハウスキーピング部門

自然災害による復旧作業や感染症対策として、マスク等の衛生用品は好調に推移しましたが、特売政策の変更や暖冬の影響もあり、日用消耗品や家庭用品が前年を下回りました。その結果、売上高は336億61百万円（前年比91.7%）となりました。

ホームファニッシング部門

すだれや冷感寝具等の夏物商品は、梅雨明けが前年より約1ヶ月遅かった影響等により不振となった他、こたつ布団やホットカーペットカバー等の冬物商品も暖冬の影響により不振となりました。その結果、売上高は72億76百万円（前年比88.9%）となりました。

ホームエレクトロニクス部門

改装店を中心に品揃えを充実させた電気設備資材や配線部材が好調に推移した他、電池や電灯、センサーライト等が災害対策需要により前年を上回る結果となりました。一方、暖冬の影響により、石油暖房やコタツ、ホットカーペット等の暖房用品が低調に推移いたしました。その結果、売上高は136億50百万円（前年比93.3%）となりました。

商品部門別売上高および構成比率

商品部門別	当事業年度 (自 2019年3月1日至 2020年2月29日)		
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前年比 (%)
園芸	18,389	17.0	93.5
ホームインプルーブメント	17,168	15.9	97.9
ホームレジャー・ペット	15,781	14.7	94.4
ハウスキーピング	33,661	31.3	91.7
ホームファニッシング	7,276	6.8	88.9
ホームエレクトロニクス	13,650	12.7	93.3
その他	1,701	1.6	122.0
売上高合計	107,628	100.0	93.7

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当事業年度より、商品部門の区分を一部変更しているため、前年比については、前事業年度分を変更後の区分に組み替えて算出しております。

部門別の主な取扱商品

部門	取扱商品
園芸	園芸用品、大型機械、農業・業務資材、屋外資材、植物他
ホームインプルーブメント	作業用品、金物、工具、塗料、補修、木材、建築資材他
ホームレジャー・ペット	カー用品、スポーツ、玩具、自転車、レジャー、ペット用品他
ハウスキーピング	日用消耗品、文具、ダイニング・キッチン、 バス・トイレタリー、ヘルスケア・ビューティケア、食品他
ホームファニッシング	インテリア、寝具、家具収納他
ホームエレクトロニクス	家庭電器、冷暖房、電材・照明、A V情報機器、住宅設備、 エクステリア他
その他	ペットテナント、灯油、催事、工事費、サービス料他

- ③ 設備投資の状況
当事業年度における設備投資の総額は22億87百万円で、このうち主なものは、当事業年度の店舗改装に係る設備投資およびシステム投資であり、当事業年度における状況は、次のとおりであります。
店舗新設および改装に係る設備投資（当事業年度および翌事業年度以降） 16億82百万円
システム投資（当事業年度および翌事業年度以降） 3億72百万円
- ④ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 79 期 (2017年2月期)	第 80 期 (2018年2月期)	第 81 期 (2019年2月期)	第 82 期 (当事業年度) (2020年2月期)
売 上 高 (百万円)	146,896	132,191	114,838	107,628
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	2,210	2,450	△753	1,219
当期純利益 (百万円)	1,215	1,296	342	1,240
1 株当たり当期純利益 (円)	22.54	19.91	5.26	19.04
純 資 産 (百万円)	41,735	43,433	41,881	40,711
総 資 産 (百万円)	91,453	86,243	81,142	77,477

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(注) 株式会社ケーヨー保険サービス、株式会社穂高ショッピングセンターの2社は、子会社であります。いずれも小規模であり資産基準、売上高基準、利益基準および利益剰余金基準等からも、財政状態および経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、お客様の需要に合わせて便利な買物と安さを提供し、品揃え枠の拡大によりお客様の生活スタイルに合った商品やサービスを提供し続けることで企業価値向上を図ります。また、これらのことをDCMホールディングス株式会社とのシナジー効果により、スピーディに実現させます。

① 荒利益の重視

企業として、発展と存続を続けていくためには、お客様のご期待にお応えしながら、利益を上げていくことが重要となります。そのために、荒利益をより重視した取り組みを行ってまいります。店舗の立地や規模に合わせて適正な部門構成を構築し、荒利益の構造を変革していくと同時に、オリジナル商品の提供にも、より積極的に取り組んでまいります。

② 品揃えの充実

地域のお客様の暮らしのニーズに柔軟かつきめ細やかに対応した多様な品揃えを実現することが重要と考えております。特にホームセンターとして当社の強みが出せるようDIY用品、園芸用品、ペット用品、家庭用品等の強化を図りながら、地域密着型の店舗形態を最大限活用することにより日々変化するお客様のニーズに敏感に反応し、そのニーズをきめ細やかに反映した品揃えを目指してまいります。また、お客様のニーズに合った商品を提供するために、より柔軟にお客様の暮らしにおけるご要望にお応えできるよう、満足できる品質と納得できる価格のオリジナル商品を提供し続けてまいります。

③ サービスの向上

地域のお客様に親しまれお役にたてる店づくりのためには、社員全員の誠実で親しみのある接客が重要と考えております。お客様に楽しく快適にお買い物をしていただくために、社員全員がお客様を心からお迎えする体制を充実させてまいります。また、お買い物に付随するサービスとして、会員施策の導入や宅配、各種商品の取付・交換、不用品の引取り等をより一層充実させてまいります。

④ 販売拠点の拡大

お客様の利便性を高めていくためには、販売拠点を拡大していくことが重要と考えております。当社は、商圈を広域化した大規模店舗を目指すのではなく、1店舗1店舗を小商圈化しつつ商圈が隣接した形でそれぞれの地域に集中的に出店するチェーンストア経営を行っております。今後も、スクラップ&ビルドを推進しながら、商圈に合った適正な規模の店舗を、地域のお客様の要望に応えられるよう新規出店を増やし、出店地域を拡大してまいります。

⑤ 利益体質の強化

販売拠点を拡大するためには、利益体質の強化が重要と考えております。商品力と品揃えの充実を図るとともに、ローコストオペレーションをより徹底してまいります。今後は、広告宣伝費や人件費を中心に今まで以上にコストの低減を進めてまいります。また、商品在庫のコントロールの精度をさらに高め、営業キャッシュ・フローの改善を図るとともに、バランスの良い設備投資を行い、有利子負債の削減にも取り組んでまいります。

(5) 次期の見通し

次期の見通しにつきましては、国内景気は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が避けられない中、オリンピックやパラリンピックの開催延期、自然災害リスク、7月のレジ袋有料化が小売業界に与える影響等の他、海外経済の不確実性等により、個人消費の動向は不透明な状況が続き、また、同業他社や他業態との競争も激化するなど、引き続き厳しい経営環境が想定されます。

このような状況の中、引き続きDCM棚割導入改装を30店舗実施するとともに、店舗オペレーションのさらなる改善・改革によって利益改善を図ってまいります。

次期事業年度の見通しは、売上高1,040億0百万円（前年比96.6%）、営業利益17億0百万円（前年比324.0%）、経常利益24億0百万円（前年比196.8%）、当期純利益12億50百万円（前年比100.8%）を予想しております。新型コロナウイルスの影響につきましては、現時点で見通しは不透明なため、業績予想には織り込んでおりませんが、2020年4月7日弊社ホームページ掲載の「月次売上動向（2021年2月期3月）」（https://www.keiyo.co.jp/ir/monthly_trends/）に記載の通り、売上高前年比101.1%（既存店前年比102.9%）と前年同月を上回って推移しております。

(6) 中期経営計画の進捗状況

当社は、2018年8月7日に公表した2022年度売上高1,170億円、営業利益率5.0%を目標とする中期経営計画に沿って、一時的に改装コストや商品入替による負担が発生することとはなりますが、DCM棚割導入改装に注力しながら利益構造の抜本的な見直しを図っております。

DCM棚割導入改装につきましては、2020年2月期までに計69店舗の改装を実施しました。引き続き2021年2月期につきましては、計画通り30店舗の全面改装を実施することで一旦目途をつける計画です。合わせて店舗オペレーションを中心としたコスト構造の変革に邁進してまいります。

(7) **主要な事業内容**（2020年2月29日現在）

当社は、D I Y用品、園芸用品、家庭用品、インテリア用品、レジャー用品、ペット用品等住まいと暮らしを豊かにする住関連商品を販売するホームセンター事業を営んでおります。

(8) **主要な営業所**（2020年2月29日現在）

店 舗 千葉県38店舗、長野県23店舗、埼玉県18店舗、東京都15店舗、静岡県12店舗、神奈川県11店舗、茨城県9店舗、山梨県8店舗、愛知県7店舗、京都府7店舗、宮城県6店舗、福島県4店舗、栃木県4店舗、大阪府3店舗、岐阜県2店舗、兵庫県1店舗、群馬県1店舗、三重県1店舗、和歌山県1店舗、滋賀県1店舗
計172店舗

(9) **使用人の状況**（2020年2月29日現在）

区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減(△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	1,110 名	△56 名	44 歳 9 ヶ月	20 年 11 ヶ月
女 性	69	2	33 1	10 5
合計または平均	1,179	△54	44 1	20 3

(注) 準社員129名およびパートナー、アルバイト3,171名（1日8時間換算）は除いております。

(10) **主要な借入先の状況**（2020年2月29日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 千 葉 銀 行	4,275 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,195
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,075

(11) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 230,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 65,140,184株
- (3) 株主数 13,821名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
D C M ホールディングス株式会社	12,567	19.29
ケーヨー従業員持株会	5,187	7.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,598	5.53
イオン株式会社	3,551	5.45
株式会社千葉銀行	2,620	4.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,860	2.86
株式会社常陽銀行	1,500	2.30
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,461	2.24
株式会社三菱UFJ銀行	1,437	2.21
株式会社千葉興業銀行	1,363	2.09

- (注) 1. 当社は自己株式3,295株（0.00%）を保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除した発行済株式の総数65,136千株により算出しております。
3. 上記の信託銀行の株式数には、信託業務に係る株式数が次のとおり含まれております。
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 3,453千株
 - 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,860千株

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年2月29日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	醍 醐 茂 夫		DCMホールディングス(株) 取締役
代表取締役専務	実 川 浩 司	営業本部長	
常務取締役	寺 田 健次郎	管理本部長	
取締役	影 山 光 明	コンプライアンス担当 兼 関連会社担当	
取締役	中 澤 光 雄	営業本部副本部長 兼 商品計画推進統括部長	
取締役	北 村 圭 一	経営企画統括部長 兼 広報部長	
取締役	熊 谷 寿 人		DCMホールディングス(株) 取締役執行役員
取締役	豊 島 正 明		イオン(株)顧問 イオンマーケット(株) 代表取締役会長
取締役(常勤監査等委員)	川 井 信 夫		
取締役(監査等委員)	牧 正 廣		
取締役(監査等委員)	小 室 和 夫		
取締役(監査等委員)	奥 田 行 雄		

- (注) 1. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、川井信夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役(監査等委員) 牧 正廣氏、小室和夫氏、奥田行雄氏は、社外取締役であります。
3. 小室和夫氏、奥田行雄氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

(2) 事業年度中に退任した会社役員

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
牟田口 宏 信	2019年5月28日	任期満了	取締役（監査等委員）

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員であるものを除く） （うち社外取締役）	7名 (-)	103百万円 (-)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	5 (3)	19 (10)
合 計	12	123

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。
2. 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額は、2015年5月21日開催の第77回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年5月21日開催の第77回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員であるものを除く）の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
5. 役員報酬の算定方法の決定に関する事項
取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査等委員である取締役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。また、各取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額については、各取締役の役位、業績及び貢献度など総合的に勘案し、任意の指名・報酬委員会で審議を行い、取締役会で指名・報酬委員会の答申を尊重して決定を行います。各監査等委員である取締役の報酬額についても、指名・報酬委員会で審議を行い、監査等委員会での指名・報酬委員会の答申を尊重して決定を行います。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	取 締 役 会 出 席 回 数	監査等委員会 出 席 回 数	発言状況
取 締 役 (監査等委員)	牧 正 廣	17回／17回	14回／14回	企業経営者としての経験と見識に基づく発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	小 室 和 夫	17回／17回	14回／14回	金融機関の役員としての豊富な経験と見識より、必要に応じ発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	奥 田 行 雄	17回／17回	14回／14回	金融機関監査役としての豊富な経験と見識より、必要に応じ発言を行っております。

(5) **責任限定契約の内容の概要**

当社は、熊谷寿人氏、豊島正明氏、川井信夫氏、牧 正廣氏、小室和夫氏、奥田行雄氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) **名称**

千葉第一監査法人

(2) **報酬等の額**

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査人の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」および「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を踏まえ、事業の規模、特性、監査時間・工数などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

(4) **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、監査等委員会で決定した「会計監査人の選定基準並びに評価基準」を作成しております。

会計監査人の選解任につきましては、監査等委員会が会社法第337条第3項各号の欠格事項、第340条第1項各号の解任事由の有無等の確認と同時に、会計監査人の専門性、独立性、監査体制、監査報酬等を総合的に判断してその選任、解任、不再任を決定しております。

(5) **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの実効性をあげるため、必要に応じて社内規程、マニュアル等を制定および改定し、規範や行動基準を明確にしたうえで、その推進を図る。また、職務の執行状況を把握し、適法性を確保するために監査部を設置し、内部監査を実施する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制および子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務執行に関する情報を取締役会議事録および稟議書等で記録し、会社規程の定めに従い、その取り扱いをおこなう。また、子会社についても、関係会社管理規程により、当社の取締役会に提出し承認を得るべきもの、当社の管理部署に報告すべき事項を定める。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程に基づき取り扱い、さらに必要に応じてマニュアルの作成、運用、改定並びに研修をおこなう。なお、全社的なリスク管理は総務部が統括し、各部門の担当業務に係るリスク管理は当該部門がおこなう。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

当社および子会社の経営等に関する重要事項については、法令および定款の定めるところに従って、毎月1回および必要に応じて適宜取締役会を開催し、必要かつ適正な協議・審議をおこない、慎重に決定する。さらに、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図るため、原則的に毎週1回、経営会議と経営連絡会を開催する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

毎月子会社各社から営業内容の定期的な報告と重要事項の事前協議を実施する。また、当社の監査部が必要に応じて子会社全体の内部監査を実施する。

(6) 監査等委員会および子会社の監査役の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、並びに当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性および当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会のスタッフの人事については、監査等委員会と取締役が意見交換をおこない決定する。また、当該スタッフについて、監査等委員会で定める「内部統制システムに係る監査の実施基準」により、スタッフの員数、専門性が欠けている、当該スタッフへの指揮命令権が不当に制限されている、スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分に対して監査等委員会に同意権が付与されていない場合には、監査等委員会が代表取締役等または取締役会に対して必要な申請をおこなうことができる。

- (7) **当社および子会社の取締役および使用人の監査等委員会への報告に関する体制、並びに子会社の監査役が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の子会社の監査役への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役は、会社に重大な影響を及ぼす恐れがある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員または子会社の監査役に報告する。また、取締役、執行役員、担当社員は監査等委員会の要求に応じて監査等委員会に出席し、必要な資料を添えて報告する。また、監査等委員会で定めている「内部統制システムに係る監査の実施基準」の監査等委員報告体制により、問題となる事情がある場合は、監査等委員会が代表取締役等または取締役会に対して必要な申請をおこなう。「内部通報規程」に基づき、当社および子会社の使用人は通報窓口に通報・相談することができる。また、その内容が法令・定款違反等の恐れのある場合は、内部通報窓口は監査等委員会へ報告する。なお、内部通報窓口に通報した者が不当な取り扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図る。

- (8) **監査等委員会および子会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員会および監査等委員並びに子会社の監査役は、その職務の執行に必要な費用を会社に対して請求することができる。

- (9) **その他監査等委員会および子会社の監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制**

監査等委員会および子会社の監査役は、当社の会計監査人である千葉第一監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要に応じて弁護士、会計士等から助言を受けることができる。

- (10) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制**

当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶し、法的手段によりこれを解決する。反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部を対応部署とし、事案により関係部署と協議のうえ、対応する。また、警察・暴力追放センターおよび弁護士等の外部専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により連携を強化する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年5月21日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査をおこなうことによる監査・監督の実効性の向上、並びに内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図っております。なお、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るべく社内規程、マニュアル等の制定および改定を行い、ハラスメント、情報セキュリティなどについての教育を実施しております。
また、監査部において職務の執行状況を把握し、適法性を確保するために内部監査を実施しております。
- (2) リスクマネジメントについては、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスクを識別、分析、評価し定期的に見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行っております。
- (3) 当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動および決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。
- (4) 監査等委員は、内部監査部門と緊密な連携を保ち、内部監査報告書と内部統制に関する評価表を閲覧して、社内諸規程に対する準拠法を監査し、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容について相当性の監査を実施しております。
- (5) 当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶するため、総務部を対応部署とし、警察・暴力追放センターおよび弁護士等の外部専門機関と連携して対応しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の企業価値の源泉は、①チェーンストア経営による利便性の絶え間ない向上力、②関東および周辺を中心として構築された店舗網およびその展開力、③お客様の多様なニーズにお応えする多岐にわたる商品の提供力、④徹底したローコストオペレーションを構築すること等により実現されるロープライスでの商品提供力、⑤お客様の暮らしのニーズに則したサービスの提供力、⑥創業以来の企業理念や企業文化、⑦ホームセンターとして培ってきたノウハウおよびこれらを共有し、かつ一丸となって発展・成長させる従業員の存在にあると考えております。

当社としては、かかる当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、創業以来、継続してチェーンストア経営に徹してまいりましたが、少子高齢化の進行、女性の社会進出、情報化の発展等の社会環境の変化に伴い、お客様ニーズの多様化や業態間・企業間競争の激しさが一層増す中、当社が中長期的に企業価値向上を果たしていくためには、よりお客様にとって便利な買物と安さを提供し、品揃え枠の拡大によるお客様の生活スタイルに合った商品やサービスを提案し続けることが必要であると考えております。

当社は2022年度を最終年度とした中期経営計画において、①荒利益の重視、②品揃えの充実、③サービスの向上、④販売拠点の拡大、⑤利益体質の強化の5項目を重点戦略に掲げ、経営資源を投下すること、また、DCMホールディングス株式会社とのシナジー効果を加えることで、よりスピーディーな実現を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に取り組んでまいります。

(3) 基本方針に基づく不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得がおこなわれる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案すること、あるいは株主の皆様が係る大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉をおこなうこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると考えます。

こうした考えに基づき、当社は、2017年5月23日開催の第79回定時株主総会において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件について上程し、株主様の賛成を得てご承認をいただきました。

なお、本買収防衛策の内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.keiyo.co.jp/>）において掲載しております。

(4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本買収防衛策は、当社株式等に対する買付等がおこなわれる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間の確保、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等をおこなうことを可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	33,745,090	流 動 負 債	23,469,682
現金及び預金	4,823,296	買掛金	9,879,454
売掛金	1,016,588	1年内返済予定の長期借入金	8,292,500
商掛金	25,175,402	リース債務	748,296
前払費用	1,018,278	未払金	1,311,507
未収金	948,025	未払賞与	588,016
その他の金	763,498	未払費用	879,408
固定資産	43,732,880	未払法人税等	678,612
有形固定資産	21,260,578	未払消費税等	482,549
建物	7,952,344	ポイント引当金	137,825
構築物	759,979	店舗閉鎖損失引当金	29,830
機械及び装置	181,028	災害損失引当金	13,040
車両運搬具	0	資産除却債務	127,965
工具、器具及び備品	177,334	その他	300,675
土地	10,235,838	固定負債	13,296,812
リース資産	1,947,888	長期借入金	5,782,500
建設仮勘定	6,164	リース債務	1,648,980
無形固定資産	1,304,246	退職給付引当金	4,770,175
借地権	468,362	資産除却債務	618,612
商標権	3,225	その他	476,544
ソフトウェア	702,245	負債合計	36,766,495
リース資産	61,088	純資産の部	
電話加入権	69,324	株主資本	38,429,259
投資その他の資産	21,168,055	資本剰余金	16,505,586
投資有価証券	10,810,830	資本準備金	8,073,051
関係会社株式	98,640	その他資本剰余金	5,880,426
長期貸付金	31,288	利益剰余金	7,972,240
長期前払費用	104,836	その他利益剰余金	7,972,240
長期前払賃借料	268,452	固定資産圧縮積立金	54,057
繰延税金資産	1,313,416	繰越利益剰余金	7,918,183
差入保証金	8,456,266	自己株式	△2,045
その他金	461,975	評価・換算差額等	2,282,214
貸倒引当金	△291,651	その他有価証券評価差額金	2,282,214
投資損失引当金	△86,000	純資産合計	40,711,474
資産合計	77,477,970	負債純資産合計	77,477,970

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2019年 3 月 1 日から)
(2020年 2 月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	107,628,879
売 上 原 価	71,123,382
売 上 総 利 益	36,505,497
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	35,980,821
営 業 利 益	524,675
営 業 外 収 益	1,728,440
受 取 利 息 及 び 配 当 金	246,925
そ の 他	1,481,515
営 業 外 費 用	1,033,338
支 払 利 息	141,448
そ の 他	891,889
経 常 利 益	1,219,777
特 別 利 益	2,108,856
固 定 資 産 売 却 益	314
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,891,370
そ の 他	217,171
特 別 損 失	1,419,489
固 定 資 産 除 却 損	74,419
店 舗 閉 鎖 損 失	563,128
減 損 損 失	716,650
そ の 他	65,290
税 引 前 当 期 純 利 益	1,909,145
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	564,900
法 人 税 等 調 整 額	104,171
当 期 純 利 益	1,240,073

株主資本等変動計算書

(2019年 3 月 1 日から)
(2020年 2 月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	16,505,586	8,073,051	5,880,426	13,953,477	62,393	7,483,990	7,546,384	△1,703	38,003,745
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△814,217	△814,217		△814,217
当 期 純 利 益						1,240,073	1,240,073		1,240,073
固定資産圧縮積立金の取崩					△8,336	8,336	—		—
自 己 株 式 の 取 得								△341	△341
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△8,336	434,192	425,855	△341	425,514
当 期 末 残 高	16,505,586	8,073,051	5,880,426	13,953,477	54,057	7,918,183	7,972,240	△2,045	38,429,259

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	3,877,715	3,877,715	41,881,461
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△814,217
当 期 純 利 益			1,240,073
固定資産圧縮積立金の取崩			—
自 己 株 式 の 取 得			△341
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,595,501	△1,595,501	△1,595,501
当 期 変 動 額 合 計	△1,595,501	△1,595,501	△1,169,986
当 期 末 残 高	2,282,214	2,282,214	40,711,474

招 集 ご 通 知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
時価のあるもの 決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法によっております。
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
デリバティブ 時価法によっております。
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品 主として売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 金銭債権の取立不能に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 投資損失引当金 関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。
 - (3) 店舗閉鎖損失引当金 店舗閉鎖に伴う損失に備えるため、翌事業年度以降に発生すると合理的に見込まれる閉店関連損失額を計上しております。
 - (4) ポイント引当金 顧客に付与したポイントの使用による値引発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

- (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（11年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。
- (6) 災害損失引当金 災害により被災した資産の復旧等に伴う損失に備えるため、翌事業年度以降に発生すると合理的に見込まれる災害関連損失額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
金利スワップ取引
ヘッジ対象
借入利息
 - ③ヘッジ方針
ヘッジ対象に係る将来の金利変動によるリスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。
 - ④ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

- （「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

追加情報

（訴訟関連）

当社は2017年2月より当社店舗において、原告（地権者）による土地明渡請求訴訟を受け係争中でしたが、2019年6月25日付で原告（地権者）との間で和解が成立しております。これに伴い、営業外費用30,193千円及び減損損失268,635千円を計上しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産
建物 25,063千円
担保に係る債務
その他 65,245千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,617,336千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務
関係会社に対する短期金銭債権 805,787千円
関係会社に対する長期金銭債権 260,302千円
関係会社に対する短期金銭債務 9,581,400千円
関係会社に対する長期金銭債務 2,266千円

損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
営業取引による取引高
商品仕入高 65,610,739千円
販売費及び一般管理費 1,722,196千円
営業取引以外の取引高 99,216千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	株 65,140,184	株 —	株 —	株 65,140,184

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	株 2,617	株 678	株 —	株 3,295

(注) 自己株式（普通株式）の増加数は、会社法第192条の規定による単元未満株式の買取りによる増加678株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年 5 月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	407,109	6.25	2019年 2 月28日	2019年 5 月29日
2019年 9 月27日 取 締 役 会	普通株式	407,108	6.25	2019年 8 月31日	2019年11月 5 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年 5 月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	407,105	利益剰余金	6.25	2020年 2 月29日	2020年 5 月27日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	178,639千円
未払事業税	82,516千円
未払事業所税	29,719千円
未払社会保険料	27,016千円
退職給付引当金	1,449,179千円
貸倒引当金	88,603千円
投資有価証券評価損	138,171千円
減損損失	3,062,422千円
資産除去債務	226,810千円
その他	133,734千円

繰延税金資産小計 5,416,814千円

評価性引当額 △2,871,751千円

繰延税金資産合計 2,545,062千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	23,588千円
その他有価証券評価差額金	995,887千円
資産除去債務に対応する除去費用	51,072千円
その他	161,097千円

繰延税金負債合計 1,231,646千円

繰延税金資産の純額 1,313,416千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳	
法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.7%
住民税均等割	5.9%
評価性引当額の増減	1.1%
その他	△1.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0%

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債の発行によることを基本にする方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

なお、当社は2017年1月20日にDCMホールディングス株式会社を割当先とする新株式発行及び自己株式の処分により資金調達を行っておりますが、店舗改装用資金に充当することとしており、調達資金を実際に支出するまでは、一般的に安全性が高いとされる銀行預金で適切に管理する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金並びに未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金、差入保証金並びに投資その他の資産の「その他」に含まれる破産更生債権等は、店舗設置等に伴う敷金並びに建設協力金等であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金並びにファイナンス・リース取引に係る債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務は流動性リスクに晒されており、借入金は金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っております。ヘッジの有効性の評価に関しては、金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

売掛金については、相手先が主に金融機関系列のクレジットカード会社であり信用リスクは僅少であると考えております。

未収入金、長期貸付金、差入保証金並びに破産更生債権等については、関連各部署において取引先毎の残高を定期的に管理し、財務状況の悪化等を早期把握することにより、貸倒リスクの軽減を図っております。関係会社に対しても同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引の契約先を信用度の高い金融機関に限っているため、相手先の契約不履行による信用リスクは、僅少であると考えております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案しつつ、取締役会にて個別に保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の項目を精査・検証し、保有状況を継続的に見直ししております。

デリバティブ取引については、基本方針、取引権限、取引限度額等を定めた「金融商品会計細則」を作成したうえで、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告、取引実績に基づき財務部にて適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,823,296	4,823,296	—
(2) 売掛金	1,016,588	1,016,588	—
(3) 未収入金	948,025	948,025	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	10,779,135	10,779,135	—
(5) 長期貸付金	31,288	31,059	△229
(6) 差入保証金	3,677,487	3,584,346	△93,141
(7) 破産更生債権等（※1）	275,563	275,563	—
貸倒引当金（※1）	△267,111	△267,111	—
	8,452	8,452	—
資産計	21,284,274	21,190,903	△93,370
(1) 買掛金	9,879,454	9,879,454	—
(2) 未払金	1,311,507	1,311,507	—
(3) 未払法人税等	678,612	678,612	—
(4) 未払消費税等	482,549	482,549	—
(5) 長期借入金（※2）	14,075,000	14,120,349	45,349
(6) リース債務（※2）	2,397,277	2,430,209	32,931
負債計	28,824,401	28,902,682	78,281

（※1）破産更生債権等は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。また、破産更生債権等に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期借入金並びにリース債務については、1年内の返済予定額をそれぞれ含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金 並びに (3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金 並びに (6) 差入保証金

これらの時価については、一定の期間毎に区分した債権額を満期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっております。

(7) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 並びに (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金 並びに (6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れ等を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

金利関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	5,120,000	1,225,000	(※)

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価の把握が極めて困難と認められるため時価を注記しない金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式 (※1)	98,640
非上場株式 (※2)	31,695
差入保証金 (※3)	4,778,778
合計	4,909,113

(※1) 市場価格のない関係会社株式に対して、投資損失引当金86,000千円を計上しております。

(※2) 非上場株式については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから「資産 (4) 投資有価証券」の金額には含めておりません。

(※3) 差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産 (6) 差入保証金」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

持分法損益等に関する注記

当社の関連会社は損益等から見て重要性が乏しいため、記載しておりません。

関連当事者との取引に関する注記

親会社および法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	DCMホールディングス株式会社	被所有 直接 19.31% 間接 0.79%	資本業務提携役員、従業員の相互派遣	商品の仕入	65,610,739	買掛金	9,487,309

(注) 1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.取引条件および取引条件の決定方針等

商品の仕入（仕入割戻を含む）は、市場価格を参考に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産 625円1銭
- 1 株当たり当期純利益 19円4銭

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月23日

株式会社 ケーヨー
取締役会 御中

千葉第一監査法人

代表社員 公認会計士 本 橋 雄 一 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 岸 健 介 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケーヨーの2019年3月1日から2020年2月29日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1)監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2)事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(3)会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月27日

株式会社ケーヨー監査等委員会

監 査 等 委 員	(常 勤)	川 井	信 夫 ^①
監 査 等 委 員		牧	正 廣 ^②
監 査 等 委 員		小 室	和 夫 ^③
監 査 等 委 員		奥 田	行 雄 ^④

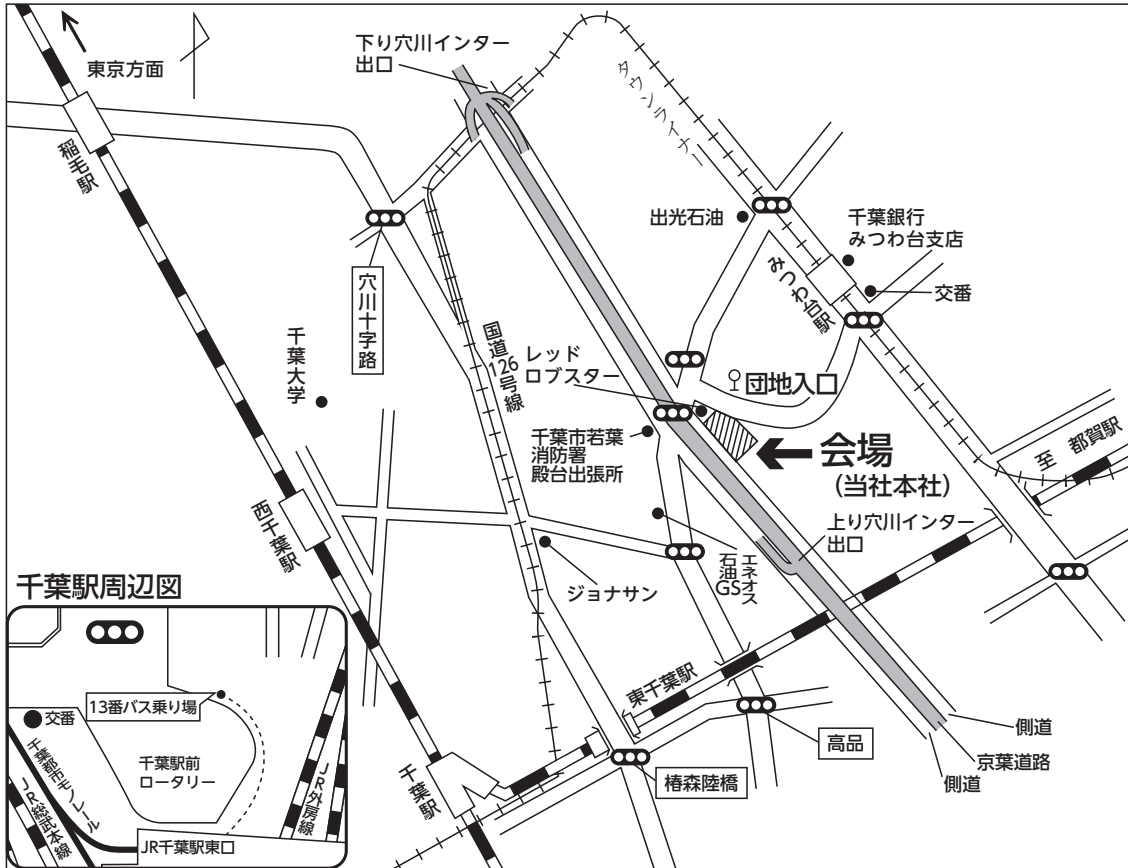
(注) 監査等委員牧 正廣、小室和夫、奥田行雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社ケーヨー
電話 043(255)1111(代)

※総会会場前に駐車場をご用意しております。
※館内・敷地内は、禁煙となっておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



アクセス ○バス JR千葉駅東口を出て千葉内陸バス13番乗り場「C40みつわ台駅経由 みつわ台車庫行き」にお乗りいただき、「団地入口」にてお降りください。
千葉駅からの所用時間は20分程度です。
○車 [東京・成田方面から] 下り穴川インターを出て千葉市街方面にお進みお越しく下さい。
[蘇我・東金方面から] 上り穴川インターを出て四街道方面へお進みお越しく下さい。

一昨年より株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。